

令和8年度 保育所運営 自主点検表

作成年月日	令和 年 月 日
保育所名	

【作成要領】

- 各項目について、施設運営の状況を内部点検した上で、「結果」欄の「適・否」、「適・否・非(該当)」又は「有・無」のいずれかを選んでください。
その際、「否」に該当する項目がある場合には、「特記事項」欄等に、その具体的状況を記載してください。
- 本点検表は、作成時点の状況により記載するものですが、点検に当たっては、前年度及び当該年度の実施状況を踏まえて作成してください。

※様式が前年度から変更されていますので、留意してください。

点 検 事 項	結 果	特 記 事 項
(14) 秘密保持は、適切か。 ①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ②職員でなくなった後も、秘密を保持すべき措置を講じているか。 (15) 職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
2 児童の処遇関係		
(1) 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所の長が定めているか。 (2) 児童の国籍、信条、社会的身分、費用負担の有無により、差別的な取扱いをしていないか。 (3) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (年齢制限している場合、その理由に問題はないか。)	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(4) 保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針に従っているか。	適 ・ 否	(参考)保育所保育指針(厚生労働省平成29年3月31日告示第117号) ※平成30年4月1日適用
①全体的な計画を作成し、それに基づく長期的な指導計画及び短期的な指導計画が作成されているか。	適 ・ 否	
②保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。	適 ・ 否	
③保健計画を作成しているか。	適 ・ 否	
④3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	適 ・ 否	
⑤保育の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育所の自己評価が行われているか。	適 ・ 否	
⑥自ら行う業務の質の評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を行っているか。	適 ・ 否	
⑦保育所の自己評価結果を公表するよう努めているか。	適 ・ 否	
⑧定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表しているか。	適 ・ 否	
⑨外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図っているか。	適 ・ 否	
⑩保育所保育と小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っているか。	適 ・ 否	
⑪入所している子どもの就学に際し、保育所生活を通して育てきた過程や姿、発達状況について「保育所児童保育要録」を作成し、写しを小学校へ送付しているか。	適 ・ 否	
⑫保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	適 ・ 否	
⑬職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。	適 ・ 否	
(5) 施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所・福祉事務所等)との連絡調整が図られているか。	適 ・ 否	
(6) 健康・医学的管理は、適切か。		
①入所時の健康診断は、適切に行っているか。	適 ・ 否	
②定期健康診断は、毎年2回以上行っているか。また、必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	適 ・ 否	
③児童の健康診断の記録及び適切な保管をしているか。	適 ・ 否	
④嘱託医の指導の下、保護者からの情報等も得て、健康状態を十分に把握しているか。	適 ・ 否	
⑤異常発見時には、保護者に連絡し、嘱託医・かかりつけ医に相談する等適切な処置を講じているか。	適 ・ 否	◎保護者からの与薬依頼
⑥虫歯予防に努めるとともに、歯ブラシ・コップ・タオル・ハンカチ等は一人一人別のものを準備しているか。	適 ・ 否	有 ・ 無
⑦乳幼児突然死症候群(SIDS)及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	適 ・ 否	「有」の場合の具体的な対応方法
⑧ベッド・寝具類の衛生管理に努めているか。	適 ・ 否	
⑨使用する設備・食器・飲用水は、衛生的に管理しているか。	適 ・ 否	
⑩必要な医薬品を常備し、適正な管理を行っているか。	適 ・ 否	
(7) 事故防止・安全指導は、適切か。		
①交通事故防止に配慮し、家庭や地域の協力の下に、交通安全指導を行っているか。	適 ・ 否	
②児童福祉法第33条の10第1項に掲げる行為(虐待)その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	適 ・ 否	
③児童の状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	適 ・ 否	
④設置している遊具について、日常点検、定期点検を徹底し、遊具の機能異常・不具合の早期発見及び予防に努めているか。	適 ・ 否	
⑤遊具の使用に当たっては、保育士等の指導及び見守りに配慮しているか。	適 ・ 否	
⑥プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者と指導等を行うものを分けて設置し、その役割分担を明確にしているか。	適 ・ 否	
⑦児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	適 ・ 否	

点 検 事 項	結 果	特 記 事 項
(8) 安全計画を策定し、こどもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。 ①安全計画は、職員に対し周知されているか。 ②職員に対し、安全計画に必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ③定期的に安全計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。 ④不審者等の侵入防止のための措置や不審者対応訓練が行われているか。 ⑤保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
(9) バス送迎の安全管理は、適切か。 ①児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確認しているか。 ②児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、児童の見落としを防止する装置を装備し、児童の所在を確認しているか。	適・否・非 適・否・非	※バス等による送迎サービスを実施していない場合は、「非」を選択すること。
(10) 事故発生時の対応は、適切か。 ①入所児童の処遇により事故が発生した場合は、速やかに子ども家族に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。 ②市子育てあんしん課への事故報告を速やかに行っているか。 ③入所児童の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ④事故が発生した際には、その原因を解明し、再発を防止するための対策を講じているか。	適・否 適・否 適・否・非 適・否	(参考) 「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号) ※国通知 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(通知)」(令和7年5月23日付け7盛福子育て号外子育てあんしん課長通知) ※市通知
(11) 地域の実情に応じて多様な保育サービスの導入に努めているか。 ・延長保育 ・一時預かり ・休日・夜間保育 ・地域子育て支援拠点事業 ・障がい児の受入れ ・病児・病後児保育 ・保育園開放 ・その他()	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	
(12) 給食は、適切に行っているか。 ①献立は、できる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含むよう配慮が行われているか。 ②献立は、作成時に食事基準(給与栄養目標量)に基づいた栄養量を試算し、適切な栄養量を確保しているか。 ③調理は、あらかじめ、作成した献立に従って行っているか。 ④年齢や発育・発達状況・疾病に応じて、授乳・離乳食・食物アレルギー等への対応を適切に行っているか。 ⑤給食は、調理後速やかに適温で提供しているか。 ⑥食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 ⑦月1回以上施設長を含む関係職員による給食に関する打合せを行い、給食計画を立てているか。 ⑧検食は、食事の前に実施し、その記録を整備しているか。 ⑨食品の検収は、適切に行っているか。 ⑩延長保育に対応した間食・給食は、上記①～⑥と同様に適切に行っているか。 ⑪保存食は、原材料及び調理済み食品を、食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存しているか。(原材料は、洗浄・消毒等を行わず、購入した状態で保存しているか。) ⑫食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備(調理室)を備えているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	◎アレルギー除去食 対応状況… 有・無 医師の指示書… 有・無 保護者依頼書… 有・無 対応児童数… 名 (参考)「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号)【平成29年6月16日付け生食発0616第1号改正】

点 検 事 項	結 果	特 記 事 項
⑬調理室は、適正に衛生管理しているか。 ・調理室の出入口・窓・排水口に、そ族・昆虫の防除設備を設置しているか。 ・調理室の入口に、流水式手洗い設備又は消毒液を備えているか。 ・調理室には、関係者以外の立入りを禁止しているか。 ・調理室専用の履物を備え、室外のものと区別しているか。 ・毎月特別清掃日を設定し、定例的に調理室内外の清掃に努めているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	
⑭保育所内で調理する方法(保育所の調理室を兼ねているほかの社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行っているか。	適・否	
⑮満3歳以上の幼児に対する食事を、「施設内調理(一部委託もしくは全面委託)」にて提供している場合、保育所や保健所、市町村等の栄養士から献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にある等、栄養士による必要な配慮がなされているか。	適・否	
⑯3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて配慮がされているか。	適・否	
⑰満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入(委託調理)」にて提供している場合	該・非	※非該当の場合、以下・5つについて回答不要
・幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果し得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	適・否	
・保育所又はほかの施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。	適・否	
・調理業務の受託者を、保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としているか。	適・否	
・幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるか。	適・否	
・食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。	適・否	
(13) 乳幼児期の適切な援助が行われるよう食育計画を作成し、食育への取組に努めているか。		◎その他、食育について、独自に取り組んでいる場合に、その内容を具体的に記載すること。
①全体的な計画に基づいて食育計画を作成しているか。	適・否	
②食育計画は、子どもの発育・発達・健康・栄養・生活状況等を把握して作成しているか。	適・否	
③食育計画が全職員間で共有されているか。	適・否	
④食育計画に基づいた食事の提供・食育の実践を行い、その評価改善を行っているか。	適・否	
⑤定期的な「給食だより」等を発行しているか。	適・否	
⑥毎日の給食献立を展示しているか。	適・否	
⑦行事食・郷土食を提供しているか。	適・否	
⑧給食・おやつを試食会等を実施しているか。	適・否	
⑨授乳・離乳食及び幼児食移行期において、家庭と連携し、その支援を行なっているか。	適・否	
⑩児童の健康な生活の基本としての食を営む力を育成しているか。	適・否	
⑪その他(右欄に具体的に記入すること)	有・無	
(14) 人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	適・否	
①こどもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みがあるか。	適・否	
②研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。	適・否	
③児童に対して、著しく人格を傷つける言動はないか。	適・否	
(15) 地域社会との交流及び連携を図るよう努めているか。	適・否	
①児童の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	適・否	

点 検 事 項	結 果	特 記 事 項
<p>3 管理運営</p> <p>(1) 運営規程は、次の①から⑪の項目を規定し、適正に作成しているか。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針 適 ・ 否</p> <p>②提供する保育の内容 適 ・ 否</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容 適 ・ 否</p> <p>④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 適 ・ 否</p> <p>⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求 める理由及びその額 適 ・ 否</p> <p>⑥乳児、3歳未満の幼児及び3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 適 ・ 否</p> <p>⑦保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たって の留意事項 適 ・ 否</p> <p>⑧緊急時等における対応方法 適 ・ 否</p> <p>⑨非常災害対策 適 ・ 否</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項 適 ・ 否</p> <p>⑪その他施設の運営に関する重要事項 適 ・ 否</p> <p>(2) 運営規程は、実態に即しているか。 適 ・ 否</p> <p>(3) 管理体制は適正か。</p> <p>①事業計画は、職員や利用者の意見等を踏まえて作成しているか。 適 ・ 否</p> <p>②職員の事務分掌を明確にし、全職員に周知しているか。 (専決・代決等の他の規定と整合性がとれているか。) 適 ・ 否</p> <p>③施設長は、有資格者を専任で配置しているか。 (無資格、他職務と兼務の場合、管理上の支障はないか。) 適 ・ 否 ・ 非</p> <p>④職員会議等の諸会議を適正に開催し、記録を整備しているか。 (会議欠席者に内容を周知しているか。) 適 ・ 否</p> <p>(4) 就業規則等は、適正か。</p> <p>①就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届け出ているか。 (職員10人以上必須) 適 ・ 否</p> <p>②労働者名簿を適正に作成しているか。 適 ・ 否</p> <p>③労働時間を適正に管理しているか。 適 ・ 否</p> <p>④始業・終業時間、休憩時間は、明確か。 適 ・ 否</p> <p>⑤年次有給休暇の付与日数、次年繰越は、適正か。 適 ・ 否</p> <p>⑥管理職の規定、範囲は、適正か。 適 ・ 否</p> <p>⑦定年制を定めている場合、60歳以上としているか。 適 ・ 否 ・ 非</p> <p>⑧育児・介護休業、産前・産後休業に関する規定を整備し、適正 に運用しているか。 適 ・ 否</p> <p>⑨時間外・休日労働に関する協定(通称36協定)を適正に締結し、 労働基準監督署に届出を行っているか。 適 ・ 否</p> <p>⑩非常勤・臨時職員の取扱規程を整備し、適正に雇用契約を締 結しているか。 適 ・ 否</p> <p>⑪臨時職員の健康保険等の加入に配慮しているか。 適 ・ 否</p>		<p>◎36協定(労働基準法第36条に基づく協定)</p> <p>締結日:</p>

点 検 事 項	結 果	特 記 事 項
<p>(7) 修繕積立資産と備品等購入積立資産を統合し、増改築に伴う土地取得に要する経費を含む「保育所施設・設備整備積立資産」の積み立てを行っている場合、(5)の要件を満たしているか。</p> <p>(8) (6)の要件を満たす場合において、各積立資産をそれぞれの目的外に使用する場合は、事前に市子育てあんしん課(社会福祉法人又は学校法人の場合は、理事会)において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審議の上、保育所の経営上やむを得ないものとして承認された場合に使用しているか。</p>	<p>適・否・非</p> <p>適・否・非</p>	<p>5 (7)について</p> <p>◎積立金の額</p> <p>・人件費積立資産 _____ 円</p> <p>・保育所施設・設備整備積立資産 _____ 円</p>
<p>6 前期末支払資金残高の取扱い</p> <p>(1) 前期末支払資金残高を取り崩す額が、施設に係る拠点区分の事業活動収入予算額の3%を超える場合、市子育てあんしん課へ事前協議し、承認を得ているか。(社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会の承認。)</p> <p>(2) 前期末支払資金残高から経理等通知3(2)①、②及び③の経費(法人本部運営経費等)に充当している場合、次の要件を満たしているか。</p> <p>(ア) 5(1)の①から⑦までの要件を全て満たしている。</p> <p>(イ) 5(4)(ア)の①から⑧までの事業のうち、いずれかを実施している。</p> <p>(ウ) 財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供している。</p> <p>(エ) 毎年度、次のいずれかが実施されている。</p> <p>・第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めている</p> <p>・苦情解決の仕組みについて周知、第三者委員を設置し適切な対応を行っているとともに、苦情内容と解決結果の定期的な公表を行うなど利用者の保護に努めている</p> <p>(オ) 処遇改善等加算の賃金改善要件のいずれも満たしていること。</p> <p>(カ) 市子育てあんしん課へ事前協議(社会福祉法人又は学校法人の場合は、理事会)で承認を得ている。</p>	<p>適・否・非</p> <p>適・否・非</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>6 (2)(ウ)財務諸表について</p> <p>①社会福祉法人の場合 資金収支計算書 事業区分資金収支内訳表 拠点区分資金収支計算書 拠点区分資金収支明細書</p> <p>②学校法人の場合 資金収支計算書 資金収支内訳表</p> <p>③株式会社の場合 損益計算書 貸借対照表 ※「保育所の設置認可等について」(平成13年3月30日付け児発第295号)に定めるもの</p> <p>6 (2)当期末支払資金残高の充当先</p> <p>a: 法人本部運営経費 _____ 円</p> <p>b: 他の社会福祉事業、子育て支援事業の運営、施設設備の整備等経費 _____ 円</p> <p>c: 公益事業の運営、施設設備の整備等経費 _____ 円</p>
<p>(3) 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下となっているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>_____ 円</p>
<p>7 委託費(運営費)の管理・運用</p>	<p>適・否・非</p>	<p>_____ 円</p>
<p>(1) 委託費の管理・運用が、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。</p> <p>(2) 同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分への委託費の貸付については、法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度に限って行っているか。また、同一法人内で各施設拠点区分、本部拠点区分、収益事業等の事業区分以外への貸付は行っていないか。</p>	<p>適・否・非</p> <p>適・否・非</p>	<p>_____ 円</p>
<p>(3) 他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。</p> <p>(4) 次の①から④のうち、いずれかに該当する場合、市に対して経理等通知の「別表6 収支計算分析表」を提出しているか。</p>	<p>適・否・非</p> <p>適・否・非</p>	<p>6 (3)当期末支払資金残高について</p> <p>◎積立金の額</p> <p>a: 委託費収入額 _____ 円</p> <p>b: aの30%の額 _____ 円</p> <p>c: 当期末支払資金残高 _____ 円</p>
<p>① 同一の設置者が設置する保育所等の経理等通知における経理等通知別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合</p>	<p>有・無</p>	<p>_____ 円</p>
<p>② 子育て支援事業に係る経理等通知における経理等通知別表3への経費及び同一の設置者が設置する社会福祉施設等に係る経理等通知における経理等通知別表4への経費等への支出の合計額が処遇改善加算等基礎分を超えている場合、又は子育て支援事業に係る経理等通知別表3への経費及び同一の設置者が設置する保育所等に係る経理等通知における経理等通知別表5の経費等への支出の合計額が、委託費の3箇月分に相当する額を超えている場合</p>	<p>有・無</p>	<p>_____ 円</p>
<p>③ 保育所に係る拠点区分から、委託費の使途範囲以外の支出が行われていた場合</p>	<p>有・無</p>	<p>_____ 円</p>
<p>④ 当該年度の各種積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該保育所の拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合</p>	<p>有・無</p>	<p>7 (2)①及び②について</p> <p>◎処遇改善加算等基礎分相当額(前年度決算分) _____ 円</p>